平成２６年流山市議会第４回定例会議案

１１月２７日招集
流　　山　　市

目　　次

７３　平成２６年度流山市一般会計補正予算（第５号）
７４　流山市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
７５　流山市職員旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
７６　流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
７７　平成２６年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）
７８　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
７９　流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
８０　流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
８１　流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
８２　流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
８３　流山市いじめ防止対策推進条例の制定について
８４　流山市文化芸術振興条例の制定について
８５　指定管理者の指定について（流山市思井福祉会館）
８６　指定管理者の指定について（江戸川台第１学童クラブ、江戸川台第２学童クラブ、江戸川台第３学童クラブ、もりのいえ第１学童クラブ、もりのいえ第２学童クラブ及びもりのいえ第３学童クラブ）
８７　指定管理者の指定について（西初石子どもルーム、つくしんぼ学童クラブ及びたんぽぽ学童クラブ）
８８　指定管理者の指定について（八木北小学校区学童クラブ、第１おおたかの森ルーム、第２おおたかの森ルーム及びひよどり学童クラブ）
８９　指定管理者の指定について（ちびっこなかよしクラブ、ちびっ

このびのびクラブ及びおおぞら学童）

９０　指定管理者の指定について（ひまわり学童クラブ及びあすなろ学童クラブ）

９１　指定管理者の指定について（そよかぜ学童クラブ、あずま学童クラブ、向小金小学校区第１学童クラブ及び向小金小学校区第２学童クラブ）

９２　指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター、流山市立おおたかの森子ども図書館及びおおたかの森小学校区学童クラブ）

９３　平成２６年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

９４　平成２６年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第３号）

９５　平成２６年度流山市水道事業会計補正予算（第１号）

９６　流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

９７　流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

９８　流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

９９　専決処分の承認を求めることについて
（平成２６年度流山市一般会計補正予算（第４号））

１７　専決処分の報告について

１８　専決処分の報告について

議案第　７４　号

流山市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

流山市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市情報公開条例の一部を改正する条例

流山市情報公開条例（平成１３年流山市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第７条第２号ウ（ア）中「第２条第２項」を「第２条第４項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第　７５　号

流山市職員旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　新たに採用された職員で赴任旅費を支給する者の範囲を本市の要請により国家公務員等から引き続いて本市の職員となった者に限定するためである。

流山市職員旅費に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員旅費に関する条例（昭和２６年流山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「職員」を「市職員」に改める。

第１条の２第１項第１号を次のように改める。

（１）市職員　流山市職員の給与に関する条例（昭和２６年流山市条例第５号。以下「給与条例」という。）第１条の２に規定する職員をいう。

第１条の２第１項第４号中「職員」を「市職員」に改め、同項第５号中「採用された職員」を「採用された市職員のうち、本市の要請により国家公務員及び他の地方公共団体の職員並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項の独立行政法人をいう。)その他の市長が定める団体の職員から引き続いて市職員となった者」に、「命ぜられた職員」を「命ぜられた市職員」に改め、同項第６号から第８号までの規定中「職員」を「市職員」に改める。

第２条第１項から第４項までの規定、第１１条第２項、第１４条、第１８条第２項及び第１９条中「職員」を「市職員」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　７６　号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第４６号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第　７８　号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「第６条の２第１項」を「第６条の２の２第１項」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年１月１日から施行する。

議案第　７９　号

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）の施行に伴う介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるためである。

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第４項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、法及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第３条　地域包括支援センターは、次条各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

２　地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準）

第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）保健師その他これに準ずる者　１人

（２）社会福祉士その他これに準ずる者　１人

（３）主任介護支援専門員その他これに準ずる者　１人

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第　８０　号

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）の施行に伴う介護保険法の一部改正により、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるためである。

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の２４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第１１５条の２２第２項第１号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、法並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成２５年厚生労働省令第１０５号。以下「整備省令」という。）による改正後の介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び整備省令による改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第３条　法第１１５条の２２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

（指定介護予防支援の事業に係る基本方針）

第４条　指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（秘密保持）

第５条　指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

（指定介護予防支援の事業に関するその他の基準）

第６条　前２条に定めるもののほか、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第　８１　号

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　心身の発達に関し療育を要する児童を支援するため、流山市児童発達支援センターを設置するに当たり、必要な事項を定めるためである。

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市は、発達支援児童（心身の発達に関し療育を要する児童（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第１項の児童をいう。以下同じ。）を支援し、もって発達支援児童の福祉の増進に資するため、流山市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第３条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市児童発達支援センターつばさ	流山市駒木台２２１番地の３

（センターが実施する事業）

第４条　センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に係る事業（以下「児童発達支援事業」という。）

（２）法第６条の２の２第５項に規定する保育所等訪問支援に係る事業（以下「保育所等訪問支援事業」という。）

（３）法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援に係る事業（以下「障害児相談支援事業」という。）

（４）幼児ことばの相談事業（言語に障害のある児童に係る相談、助言、言語訓練その他のことばの指導を行う事業をいう。以下同じ。）

（５）療育相談事業（児童の心身の発達の遅れを発見し、その状態を把握することにより、当該児童の療育の支援に関する支援の方針を定める事業をいう。以下同じ。）

（６）機能訓練事業

（７）前各号に掲げるもののほか、発達支援児童を支援するための事業

（開所時間及び休所日）

第５条　センターの開所時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）

（３）１月２日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで（第１号に掲げる日を除く。）

（事業所の名称及び利用定員）

第６条　児童発達支援事業を行う事業所の名称及び利用定員は、次のとおりとする。

名　　称	定　　員
つばさ学園	３０人
児童デイつばさ	２０人

（利用者）

第７条　センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（１）児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業　法第２１条の５の５第１項に規定する障害児通所給付費の支給決定に係る児童又は法第２１条の６の規定により児童発達支援若しくは保育所等訪問支援の提供を委託した児童であって、小学校就学前のもの及びその保護者

（２）幼児ことばの相談事業　本市の住民基本台帳に記録されている小学校就学前の児童及びその保護者

（３）療育相談事業及び機能訓練事業　本市の住民基本台帳に記録されている児童であって心身の発達のための支援を必要とするもの及びその保護者

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、センターを利用することができる。

（利用の契約又は承認）

第８条　センターを利用しようとする者（児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業を利用しようとする者に限る。）は、市と児童発達支援又は保育所等訪問支援の利用に関する契約を締結しなければならない。

２　前項に定める場合を除き、センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の承認に条件を付することができる。

（利用の制限）

第９条　市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

（１）感染症その他悪性の疾患にり患しているとき。

（２）疾病又は負傷により、医療機関において入院を要するとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を制限する必要がある認めるとき。

（利用の取消し）

第１０条　市長は、第８条第２項の規定により承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

（２）第８条第３項の規定により付した条件に違反したとき。

（３）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、市長が利用するにふさわしくないと認めたとき。

（利用料）

第１１条　センターを利用する者のうち、児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業を利用したものは、法の定めるところにより当該利用に係る料金（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。

（利用料の返還）

第１２条　前条の規定により徴収した利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（利用料の減免）

第１３条　市長は、特別の理由があると認めるときは、第１１条に規定する利用料の全部又は一部を免除することができる。

（損害賠償）

第１４条　利用者は、センターの利用に際し、センターに損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）次項及び附則第４項（第１２条の改正規定に限る。）　公布の日

（２）第４条第４号、第７条第２号及び附則第４項（第１２条の改正規定を除く。）　平成２９年４月１日

（準備行為）

２　第８条第１項の規定による契約及び同条第２項の規定による利用の承認並びにこれらに関する業務は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

３　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章　障害児通所施設（第１７条－第２０条）」を「第３章　削除」に改める。

第４条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

第５条第１項の表流山市駒木台福祉会館の項施設名の欄中「障害児通所施設」を削る。

第５条の３第１項第２号中「第３号」を「第２号」に、「第４号」を「第３号」に、「第５号」を「第４号」に改める。

第５条の４第１項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同条第２項中第２号を削り、同項第３号イ中「国民の祝日に関する法律」を「国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）」に改め、同号を同項第２号とし、同項第４号を同項第３号とする。

第３章を次のように改める。

第３章　削除

第１７条から第２０条まで　削除

（流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

４　流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成８年流

山市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第４条中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第４号中「前各号」を「前２号」に改め、同号を同条第３号とする。

第６条第２号中「第３号」を「第２号」に改める。

第７条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第９条第２号中「幼児ことばの相談室及び」を削る。

第１２条第２号中「第６条第２項」を「第１０条第２項」に改める。

議案第　８２　号

流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　就労を目的として流山市障害者就労支援センターを利用する障害者の資格要件のうち、年齢要件の上限を引き上げるためである。

流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例（平成１６年流山市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第３号中「４０歳」を「６５歳」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（施行日以後に４０歳になる者の利用期間の特例）

２　この条例の施行の際、現に就労を目的として流山市障害者就労支援センター（以下「センター」という。）を利用している者であって、この条例の施行の日以後に４０歳となるもの（利用期間が４０歳の誕生日の前日までであって、かつ、当該利用期間が３年以内である許可を受けている者に限る。以下「利用者」という。）が４０歳となった後も引き続きセンターの利用を希望するときは、この条例による改正前の流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例第１０条第２項第２号の規定にかかわらず、この条例による改正後の流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例第７条の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可に係る利用期間は、当該利用者の４０歳までの利用期間を通算するものとする。

議案第　８３　号

流山市いじめ防止対策推進条例の制定について

流山市いじめ防止対策推進条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　本市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、いじめがなく、児童等が安心して生活できる環境を整えるためである。

流山市いじめ防止対策推進条例

（目的）

第１条　この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成２６年千葉県条例第３１号。以下「県条例」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、いじめがなく、児童等が安心して生活することができる環境を整えることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）いじめ　児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）学校　市が設置する小学校及び中学校をいう。

（３）児童等　学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（４）保護者　親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。

（５）市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識した上で行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、市、学校、保護者、家庭、地域社

会その他の関係者が相互に連携し、それぞれの立場で児童等に積極的に関わり、学校の内外を問わず、いじめのない環境をつくることを基本として行われなければならない。

（いじめの禁止）

第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第５条　市は、第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、千葉県その他の関係者と協力しつつ、本市の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）

第６条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務を有するものとする。

（保護者の役割）

第７条　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

２　保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うものとする。

３　保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第８条　市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２　市民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

（市いじめ防止基本方針）

第９条　市は、法第１１条第１項の規定により文部科学大臣が定めるい

じめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び県条例第１１条第１項の規定により千葉県が定めるいじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

３　市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第１０条　学校は、法第１３条に規定する学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるに当たっては、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌するものとする。

（いじめの予防及び早期発見）

第１１条　市は、いじめの予防及び早期発見のためには、児童等の良好な人間関係づくりが不可欠であることを踏まえ、学校を中心に、児童等が互いに信頼関係を築くための施策を講じ、その健全な育成に努めるものとする。

２　市は、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者と相互に連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

（相談体制の充実等）

第１２条　市は、いじめに関する相談体制の充実を図るものとする。

２　市は、市内のいじめに関する情報の収集を行うとともに、学校その他の関係者と相互に連携して、迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図るものとする。

３　市は、いじめの予防及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のための対策の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

４　市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止すること

の重要性、いじめに係る相談制度、救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を実施するものとする。

（人材の確保及び資質の向上）

第１３条　市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

（１）研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上

（２）スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第１４条　市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、千葉県と連携して必要な施策を講ずるものとする。

（流山市いじめ問題対策連絡協議会）

第１５条　市は、法第１４条第１項の規定により、流山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、委員１０人以内で組織する。

３　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（１）学校の教職員

（２）教育委員会の職員

（３）児童相談所の職員

（４）千葉地方法務局の職員

（５）千葉県警察の警察官

（６）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

４　協議会の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

６　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

７　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

８　協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
９　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
１０　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
１１　協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（流山市いじめ対策調査会）
第１６条　教育委員会に、法第１４条第３項に規定する附属機関として、流山市いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置く。
２　調査会は、次に掲げる事項を担任する。
（１）いじめの防止等に関する調査研究
（２）市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
（３）重大事態（法第２８条第１項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査
３　調査会は、委員１０人以内で組織する。
４　委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
７　会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。
８　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
９　調査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
１０　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
１１　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
１２　調査会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（重大事態への対応）
第１７条　重大事態が学校で発生した場合には、教育委員会又は当該学

校は、法第２８条第１項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

２　教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により教育委員会が調査を行う場合においては、調査会に依頼して調査を実施するものとする。

４　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び第２項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（市長の調査）

第１８条　市長は、法第３０条第１項の規定により、学校から重大事態が発生した旨の報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、前条第１項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、調査を行うことができる。

２　市長は、前項の規定により調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

３　市長及び教育委員会は、第１項の規定により市長が行った調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（秘密等の保持）

第１９条　協議会及び調査会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

２　いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。

（財政上の措置）

第２０条　市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第　８４　号

流山市文化芸術振興条例の制定について

流山市文化芸術振興条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民等及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与するためである。

流山市文化芸術振興条例

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）の役割等を明らかにすることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成１３年法律第１４８号）が対象とするものをいう。

２　この条例において「市民等」とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

３　この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又はこれを発信することをいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術を創造し、享受することは、市民等及び文化芸術団体の権利であり、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、全ての市民等及び文化芸術団体が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、市民等及び文化芸術団体が文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

４　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民等及び文化芸術団体の意見のほか、広く市民等の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

５　文化芸術の振興に当たっては、市、市民等及び文化芸術団体が連携して取り組まなければならない。

（市の責務と役割）

第４条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

２　市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び千葉県、近隣市その他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民等の役割）

第５条　市民等は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を活かし、文化芸術の振興に努めるものとする。

２　市民等は、文化芸術活動に関して相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

（文化芸術団体の役割）

第６条　文化芸術団体は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を行う市民等と協働し、文化芸術の振興に努めるものとする。

（基本施策）

第７条　市は、文化芸術の振興を図るため、次に掲げる施策を行うものとする。

（１）文化芸術についての関心及び理解を深めること。

（２）文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。

（３）文化芸術活動の支援に関すること。

（４）文化芸術活動を支える人材の育成に関すること。

（５）文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。

（６）伝統的文化の継承及び発展に関すること。

（７）前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要な事項に関すること。

（財政上の措置）

第８条　市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、流山市教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第　８５　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

流山市思井福祉会館

２　指定管理者となる団体

東京都文京区後楽一丁目３番６１号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役　山田　幸雄

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　８６　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）江戸川台第１学童クラブ

（２）江戸川台第２学童クラブ

（３）江戸川台第３学童クラブ

（４）もりのいえ第１学童クラブ

（５）もりのいえ第２学童クラブ

（６）もりのいえ第３学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市富士見台２丁目５番地の３、５－１０３

特定非営利活動法人ｇｒｅｅｎ

理事長　小川　恭子

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　８７　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）西初石子どもルーム

（２）つくしんぼ学童クラブ

（３）たんぽぽ学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市富士見台２丁目５番地の３、５－１０３

特定非営利活動法人ｇｒｅｅｎ

理事長　小川　恭子

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　８８　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）八木北小学校区学童クラブ

（２）第１おおたかの森ルーム

（３）第２おおたかの森ルーム

（４）ひよどり学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市西初石３丁目１４４７番地の２　ベルツリーⅡ２０１号室

ＮＰＯ法人でんでんむし

理事長　小沼　みはる

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　８９　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）ちびっこなかよしクラブ

（２）ちびっこのびのびクラブ

（３）おおぞら学童

２　指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸５２９番地１

社会福祉法人生活クラブ

理事長　池田　徹

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　９０　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）ひまわり学童クラブ

（２）あすなろ学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市平和台２丁目１番地の２

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長　鈴木　孝夫

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　９１　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）そよかぜ学童クラブ

（２）あずま学童クラブ

（３）向小金小学校区第１学童クラブ

（４）向小金小学校区第２学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市宮園１丁目３番地の１　宮園ショッピングセンター３０４

特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会

代表　山中　有紀

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　９２　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　管理を行わせる公の施設の名称

（１）流山市おおたかの森センター

（２）流山市立おおたかの森子ども図書館

（３）おおたかの森小学校区学童クラブ

２　指定管理者となる団体

アクティオ株式会社連合体

（代表団体）

東京都目黒区下目黒一丁目１番１１号　目黒東洋ビル４階

アクティオ株式会社

代表取締役　鈴木　悟

３　指定の期間

平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　９６　号

流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

流山市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　消防団員の報酬額並びに火災出動手当及び災害出動手当の額を引き上げるためである。

流山市消防団条例の一部を改正する条例

流山市消防団条例（昭和５３年流山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

１２９，３００円
８３，５００円
７３，２００円
６５，５００円
５０，０００円
４０，０００円
３５，０００円
３０，０００円

」

を

「

１３０，０００円
８５，０００円
７５，０００円
７０，０００円
５５，０００円
４５，０００円
４０，０００円
３６，５００円

」

に改める。

別表第２火災出動手当の項及び災害出動手当の項中「３，０００円」を「７，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の流山市消防団条例に基づく火災出動手当及び災害出動手当は、この条例の施行の日以後の出動について適用し、同日前の出動については、なお従前の例による。

議案第　９７　号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　屋外における催しの防火管理体制を整備するため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和３７年流山市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　避難管理（第３５条―第４２条)」を

「第５章　避難管理（第３５条―第４２条）

第５章の２　屋外催しに係る防火管理(第４２条の２･第４２条の３)」に改める。

第５章の次に次の１章を加える。

第５章の２　屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第４２条の２　消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第５条の２第１項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

２　消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

３　消防長は、第１項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第４２条の３　前条第１項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の１４日前までに（当該指定催しを開催する日の１４日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（１）防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

（２）対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

（３）対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第４５条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（４）対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

（５）火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

２　前条第１項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の１４日前（当該指定催しを開催する日の１４日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項の計画を消防長に提出しなければならない。

第４５条に次の１号を加える。

（６）祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第５０条に次の１号を加える。

（４）第４２条の３第２項の規定に違反して、同条第１項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第５１条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して１４日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の流山市火災予防条例第４２条の２及び第４２条の３の規定は適用しない。

議案第　９８　号

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　下水道事業について地方公営企業法の規定を全部適用し、水道事業と統合するとともに、関係条例を整備するためである。

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年流山市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第１条の見出し中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条に次の１項を加える。

２　都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第１条の次に次の１条を加える。

（法の全部適用）

第１条の２　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第１条第２項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第２条第１項中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に改め、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（１）給水区域は、流山市の区域（前ケ崎の一部を除く。）及び松戸市根木内の一部の区域とする。

（２）給水人口は、１８２，０００人とする。

（３）１日最大給水量は、５８，９００立方メートルとする。

３　下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（１）排水区域は、流山市の区域とする。

（２）排水区域面積は、３，３４５ヘクタールとする。

（３）排水人口は、１６６，０００人とする。

（４）１日最大処理能力は、７９，８５０立方メートルとする。

第２条第４項を削る。

第３条中「地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）」を「法」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

法第７条ただし書の規定により、上下水道事業を通じて管理者を一人置く。

第４条から第６条までの規定中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第７条第１項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第２項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第３号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第３項中「作成する」を「提出する」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第８条第１項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第９条第４項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（流山市特別会計条例の一部改正）

２　流山市特別会計条例（昭和３９年流山市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的」を「流山市土地区画整理事業特別会計を土地区画整理事業」に改め、同条各号を削る。

第２条中「掲げる」を「規定する」に改める。

（流山市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

３　前項の規定による流山市特別会計条例の改正に伴う経過措置については、市長が別に定める。

（流山市部設置条例の一部改正）

４　流山市部設置条例（昭和４３年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１１号ウを削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

５　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年流山市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第１条及び第２条第１項中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

第４条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第１６条中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

（流山市附属機関に関する条例の一部改正）

6　流山市附属機関に関する条例（昭和４６年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

流山市下水道事業運営審議会	公共下水道の使用料及び受益者負担金に関する事項その他下水道事業の運営に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	１　学識経験を有する者 ２　受益者	１０人以内	２年
流山市水道事業運営審議会	市営水道事業の運営に係る重要事項に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	１　受益者 ２　学識経験を有する者	１０人 ５人	２年

」

を

「

流山市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の運営に係る重要事項に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	１　学識経験を有する者 ２　受益者	５人 １０人以内	２年

」

に改める。

（流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

7　流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和５２年流山

市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第３号を次のように改める。

（３）上下水道事業管理者

別表第１職名の欄及び別表第２区分の欄中「水道事業の管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

８　流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和５２年流山市条例第９号の一部を次のように改正する。

別表困難な業務に従事する職員の特殊勤務手当の項徴収手当の目中「、公共下水道の使用料等」を削る。

（流山市下水道条例の一部改正）

９　流山市下水道条例（昭和６０年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「規則の」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が」に改め、同条第３号及び第４号中「市長」を「管理者」に改める。

第６条から第８条の２までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第８条の４中「規則その他市長」を「上下水道事業管理規程その他管理者」に改める。

第８条の５から第８条の７までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第８条の９第１項中「市長」を「管理者」に改め、同項第１号中「流山市下水道条例施行規則（昭和６０年流山市規則第１５号）」を「この条例に基づく上下水道事業管理規程」に改め、同項第２号及び同条第２項中「市長」を「管理者」に改める。

第１２条第１項中「市長」を「管理者」に改める。

第１３条第２項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「市長」を「管理者」に改める。

第１４条第２項各号中「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「１５日未満で」を「１５日を超えず」に改める。

第１５条、第２１条、第２２条、第２４条から第３０条までの規定及び第３２条中「市長」を「管理者」に改める。

第３３条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「管

理者が」に改める。

（流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

１０　流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和６０年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「市長」を「市」に改める。

第２条第２項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第３条及び第６条から第１１条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第１２条中「規則で」を「管理者が」に改める。

（流山市行政手続条例の一部改正）

１１　流山市行政手続条例（平成９年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（流山市水道事業給水条例の一部改正）

１２　流山市水道事業給水条例（平成１０年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「流山市水道事業」の次に「（以下「水道事業」という。）」を加える。

第３条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（流山市情報公開条例の一部改正）

１３　流山市情報公開条例（平成１３年流山市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（流山市個人情報保護条例の一部改正）

１４　流山市個人情報保護条例（平成１４年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（流山市自治基本条例の一部改正）

１５　流山市自治基本条例（平成２１年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（流山市暴力団排除条例の一部改正）

１６　流山市暴力団排除条例（平成２４年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（施行日前における処分等に関する経過措置）

１７　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第６項、第９項から第１１項まで、第１３項及び第１４項の規定による改正前の各条例の規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者（以下この項において「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るもの並びに附則第５項、第１１項から第１４項までの規定による改正前の各条例の規定により水道事業管理者が行った処分その他の行為又は水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後において管理者が処理することとなる事務に係るものは、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

議案第　９９　号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

平成２６年１１月２７日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　平成２６年１１月２１日に衆議院が解散し、同年１２月１４日に総選挙が執行される見込みとなったことから、その所要額の予算上の措置について特に緊急を要したため、同年１１月２１日付けで平成２６年度流山市一般会計補正予算（第４号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専　決　処　分　書

平成２６年度流山市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成２６年１１月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

報告第　１７　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２６年１１月２７日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年９月５日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	生涯学習部図書・博物館の職員が平和台駅前の歩道に設置されている図書回収ボックスから図書を回収し、公用車（市が賃借している自動車）を運転し公道に出ようとしたところ、道路上に設置されているコンクリート杭に接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２６年７月１０日
３	発生場所	流山市流山４丁目４８３番地先
４	相手方	所有者　東京都港区西新橋二丁目１５番１２号 日立キャピタルオートリース株式会社
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２６年９月５日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１２５，０４４円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年９月９日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	土木部河川課の職員が水防パトロールのため公用車を運転し、交差点を直進しようとしたところ、右側から進入してきた相手方自動車と衝突したことによる当該自動車の物損事故
２	発生年月日	平成２６年５月２１日
３	発生場所	流山市美田１０３番５地先
４	相　手　方	所有者　○○○○○○○○○○ ○○　○○ 運転者　○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２６年９月９日
７	和解の要旨	相手方の損害額５８６，７４４円のうち、１１７，３４９円を市が負担する。
８	損害賠償額	１１７，３４９円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年９月２９日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	健康福祉部介護支援課の職員が介護認定に係る訪問調査の用務を終え、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、流山市役所公用車駐車場に入庫させるため当該公用車を後進させたところ、同駐車場内の鉄柱に接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２６年４月２日
３	発生場所	流山市平和台２丁目１番地先 流山市役所公用車駐車場内
４	相手方	所有者　千葉県千葉市美浜区新港５７番地 株式会社トヨタレンタリース千葉
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２６年９月２９日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	２５０，０００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１０月２２日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	生涯学習部図書・博物館の職員が、おおたかの森出張所に臨時職員を迎えに行くため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、流山おおたかの森ショッピングセンター駐車場内において当該公用車を後進させたところ、同駐車場内に設置されている消火器ガードパイプに接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２６年７月１７日
３	発生場所	流山市西初石６丁目１８５番２地先 流山おおたかの森ショッピングセンター３階西側駐車場内
４	相手方	所有者　東京都港区西新橋二丁目１５番１２号 日立キャピタルオートリース株式会社
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２６年１０月２２日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	９７，９１２円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１１月４日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	農業委員会事務局の職員が農地の現地調査の用務のため公用車を運転中、対向車とすれ違うため当該公用車を左路肩に寄せようとしたところ、当該公用車の左前輪が道路脇の敷地に脱輪し、当該敷地に設置されていた土留めが損傷したことによる物損事故
２	発生年月日	平成２６年６月２３日
３	発生場所	流山市大字下花輪４４７番２地先
４	相手方	○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２６年１１月４日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	２９５，９２０円

報告第　１８　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２６年１１月２７日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　土地区画整理事業地内の市が管理する土地に存する樹木の倒木による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１１月１０日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	市が施行する土地区画整理事業地内の市が管理する土地に存する樹木が台風による強風で倒れ、隣接する相手方所有のフェンスを損傷させたことによる物損事故
２	発生年月日	平成２６年１０月１４日
３	発生場所	流山市大字鰭ケ崎１２４１番地先
４	相　手　方	○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２６年１１月１０日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	９０，７２０円